

○信号機の設置指針及び維持管理要綱の制定について

(平成 21 年 3 月 17 日例規第 36 号)

この度、別添のとおり「信号機の設置指針及び維持管理要綱」を定め、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、信号機の設置及び維持管理要領の制定について（平成 9 年甲通達交規第 44 号）は廃止する。

別添

信号機の設置指針及び維持管理要綱

第 1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく信号機の設置及び維持管理に関する事項を定めるものとする。

第 2 用語の意義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

1 自動車等

自動車及び一般原動機付自転車をいう。

2 人身事故

人が死亡し、又は負傷を負う交通事故をいう。

3 物損事故

前記 2 に規定する人身事故以外の交通事故をいう。

4 遅れ時間

混雑又は信号待ちにより発生する遅延時間をいう。

5 自動車等往復交通量

相互通行する 2 方向の自動車等の交通量の合計をいう。

6 自動車等流入交通量

交差点へ流入する 1 方向の自動車等の交通量をいう。

7 主道路

交差する道路のうち自動車等往復交通量が多い方の道路（交差する道路がない場合は当該道路）をいう。

8 従道路

主道路に交差する道路をいう。

9 ピーク 1 時間

1 日のうち交差する道路の自動車等往復交通量の合計が最大となる 1 時間をいう。

第 3 信号機の設置指針等

1 信号機の設置の要件

(1) 信号機を設置する場所が、次に掲げる要件の全てに該当し、又は該当することが見込まれること。

- ア 一方通行の場合を除き、赤信号で停止している自動車等の側方を自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員が確保できること。
 - イ 歩行者が安全に横断待ちをするために必要な滞留場所を確保できること。ただし、歩行者の横断がない場所については、この限りではない。
 - ウ 主道路の自動車等往復交通量が最大となる 1 時間の主道路の自動車等往復交通量が原則として 300 台以上であること。
 - エ 隣接する信号機との距離が原則として 150 メートル以上離れていること。ただし、信号灯器を誤認するおそれがなく、交通の円滑に支障を及ぼさないと認められる場合は、この限りではない。
 - オ 交通の安全と円滑に支障を及ぼさず、かつ、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できるように信号柱を設置できること。ただし、信号柱を設置せずに、自動車等の運転者及び歩行者が信号灯器を良好に視認できる場合は、この限りではない。
- (2) 信号機を設置する場所（アにあつては、その付近を含む。）が、原則として次に掲げる要件のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれること。
- ア 信号機の設置により抑止することができたと考えられる人身事故が過去 1 年間に 2 件以上発生しており、かつ、交差点の形状、視認性、車両の速度、物損事故の件数等から事故発生原因の調査及び分析をした結果、交通の安全の確保のため、他の対策により代替ができないと認められること。
 - イ 小中学校（特別支援学校の小中学部を含む。）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所、児童公園、病院、養護老人ホーム等の付近において、生徒、児童、幼児、身体障害者、高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること。
 - ウ 交差点において、ピーク 1 時間の主道路の自動車等往復交通量及びピーク 1 時間の従道路（従道路が複数ある交差点にあつては、最も自動車等流入交通量の多い従道路）の自動車等流入交通量が、信号機の設置及び撤去における自動車等交通量の条件（別添）で示す領域①にあること。
 - エ 歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ、横断しようとする道路の自動車等往復交通量が多いため、自動車等が容易に通行できない又は歩行者が容易に横断することができないと認められる場所であつて、その直近に立体横断施設がないこと。

2 信号機の設置の考え方

県本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、信号機を設置しようとするときは、前記 1(1)及び(2)に該当することを確認し、設置を検討するものとする。

3 信号機の撤去の考え方

交通規制課長は、次のいずれかに該当するときは、信号機の撤去を検討するものとする。

- (1) 交通環境の変化により、信号機を設置している場所が前記 1(1)又は(2)に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機を設置している場合において、一時停止の交通規制その他の対策により代替が可能なとき。

4 信号灯器の設置の考え方

(1) 歩行者用灯器

交通規制課長は、信号機により交通整理が行われている交差点において、横断歩道があるときは、歩行者用灯器を設置するものとする。

(2) 車両用灯器

交通規制課長は、1 流入路につき 1 つの車両用灯器を設置するものとする。ただし、特に車両用灯器の視認性を確保する必要があると認めるときは、2 つ以上の車両用灯器を設置するものとする。この場合において、車両用灯器の LED 化、道路改良等により視認性が向上したときは、現場の状況に応じて車両用灯器の減灯を検討するものとする。

5 留意事項

- (1) 信号機の設置に当たっては、設置の効果、緊急性等を勘案し、より必要性の高いものから設置すること。
- (2) 信号機の設置の検討に当たっては、必要に応じて他の交通規制を併用する等安全な交通環境を確保することに留意すること。
- (3) サイクル、スプリット、オフセット等の信号の表示時間については、交通事故の発生、遅れ時間の増加及び信号無視の誘発の原因となる等交通の安全と円滑に大きな影響を与えるため、信号機を設置した後においても、交通状況に応じた適切な信号の表示時間の設定に努めること。
- (4) 信号機の設置又は撤去の検討に当たっては、地域住民及び道路利用者の意見に十分配慮すること。
- (5) 信号機の設置又は撤去の検討の結果、他の対策として、ハンプ、狭さく、カラー舗装、カーブミラー等の設置、環状交差点の導入のための交差点の改良その他の道路の改良が有効と認められるときは、道路管理者と緊密な連携を図り適正な措置を講ずるよう努めること。

なお、安全性を確保するために必要な場合は、道路利用者に対する交通安全教育並びに交通指導及び交通取締りを併せて実施すること。

第 4 信号機の維持管理要領

1 設置、移設、改良及び撤去上申手続

署長は、信号機の設置を必要と認めたとき又は信号機を移設、改良及び撤去する必要が生じたときは、電子情報処理組織（以下「交通規制管理システム」という。）を

使用して信号機上申書（様式第 1 号）を作成し、本部長に上申（交通規制課長を経由。以下報告の場合において同じ。）するものとする。

2 設置責任者

- (1) 県本部に信号機設置責任者（以下「設置責任者」という。）を置き、交通規制課長をもって充てる。
- (2) 設置責任者は、信号機の設置及び維持管理について、後記 4 に規定する管理責任者を指導するものとする。

3 設置取扱者

- (1) 県本部に信号機設置取扱者（以下「設置取扱者」という。）を置き、交通規制課の担当課長補佐をもって充てる。
- (2) 設置取扱者は、設置責任者の指揮を受けて後記 5 に規定する取扱責任者を指導し、信号機に関する交通規制管理システムを使用しての上申及び信号機の維持管理について全般的な事務を処理する。

4 管理責任者

- (1) 署に信号機管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、署長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、管内の信号機の適正な維持管理に努めなければならない。
- (3) 管理責任者は、交通量（流）の変化に即した適正な信号現示の見直しに努めなければならない。この場合において、道路利用者等の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ設置責任者と十分に調整すること。

5 取扱責任者

- (1) 署に信号機取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、交通（第一）課長をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、管内の信号機の維持管理について全般的な事務を処理する。

6 点検

- (1) 取扱責任者は、年 1 回以上定期的に信号機を巡回し、その維持管理に努めなければならない。
- (2) 取扱責任者は、新設等の信号機については設置後当分の間、交通量（流）の変化に対応した適正な信号現示の運用に努めなければならない。

7 障害発生時等の措置

- (1) 管理責任者は、信号機に障害が発生した場合には、速やかに現場回復措置を講ずるとともに、設置責任者に報告しなければならない。
- (2) 管理責任者は、信号機が損壊を受けた場合には、必要な措置を講ずるとともに、速やかに信号機損壊報告書（様式第 2 号）により本部長に報告しなければならない。

8 台帳の作成及び整備

- (1) 管理責任者は、信号機を設置した場合には、信号機台帳（様式第 3 号）を作成するものとする。
- (2) 信号機台帳は、一連番号を付して保管するとともに、沿革その他必要事項を記載し、常に整備しておかなければならない。
- (3) 管理責任者は、信号機の運用を見直したときは、信号機台帳に必要事項を記載しておかなければならない。

第 5 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、信号機の設置及び維持管理に関し必要な細目的事項は、別に定める。